

青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市民病院の一般病床数の削減を図るため、制定するもの。

2 改正内容（第 10 条第 1 号関係）

青森地域における病床数が、地域医療構想で定める必要病床数を上回っていること、また、今後、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、医師・看護師等の医療従事者不足は、ますます深刻化することが予想されることを踏まえ、より質の高い医療提供を目指していくため、許可病床数を適正規模に見直すものである。

なお、病床数については、看護師をはじめとする医療従事者の充足状況や、直近の入院患者数の動向等を踏まえ、現在の稼働病床である 352 床 とする。

【改正前】一般病床：459 床（高度急性期病床：23 床・急性期病床：436 床）（稼働病床 352 床）

＜一般病床の削減内容＞

- ・休床となっている ICU2 床、HCU3 床を削減（高度急性期病床：△5）
- ・休棟となっている 6 階東病棟、西病棟を削減（急性期病床：△102）

【改正後】一般病床：352 床（高度急性期病床：18 床・急性期病床：334 床）

＜病棟ごと病床数＞

（単位：床）

階	棟	改正前	削減数	改正後	参考：稼働病床数 (R6.11.1現在)	備考
2階	東	52		52	52	
	ICU	8	△ 2	6	6	休床（2床）
3階	東	52		52	52	
	西	37		37	37	
	NICU	4		4	4	
4階	東	42		42	42	
	HCU	15	△ 3	12	12	休床（3床）
5階	東	50		50	50	
6階	東	53	△ 53	0	0	休棟（53床）
	西	49	△ 49	0	0	休棟（49床）
7階	東	49		49	49	
	西	48		48	48	
計		459	△ 107	352	352	

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日